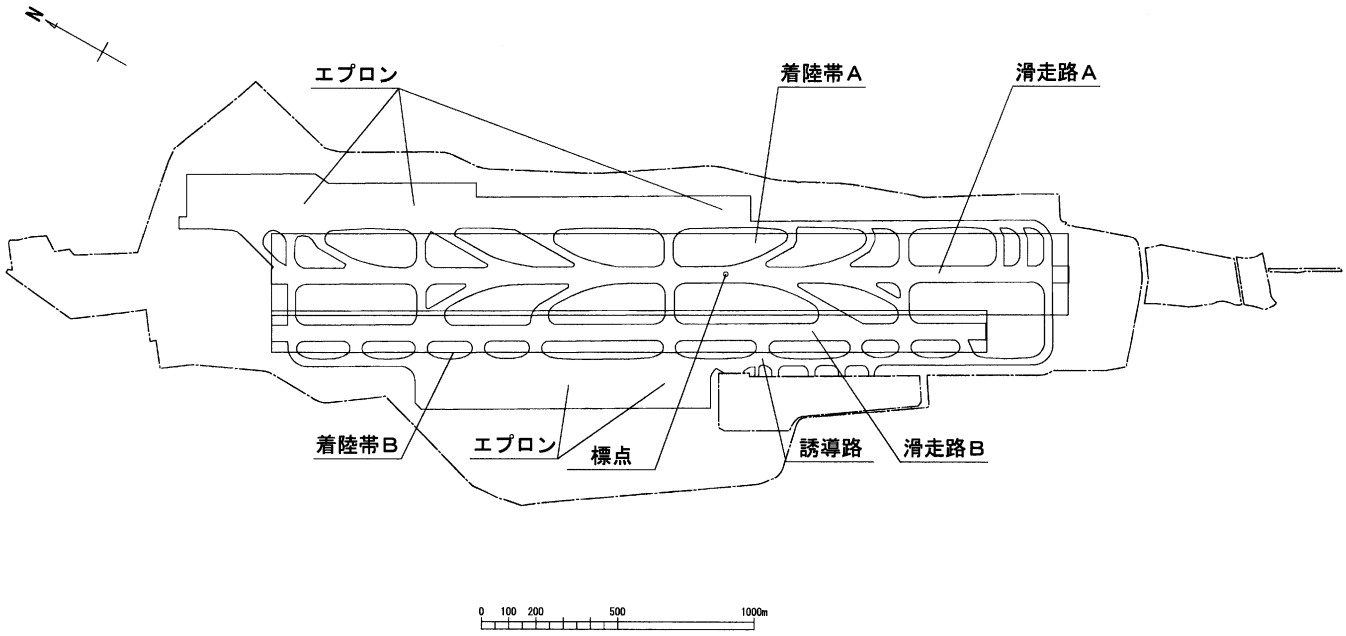
別図　福岡空港



○国土交通省告示第三百二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

徳蔵坊谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十三年建設省告示第六十三号で指定した同号十三に掲げる土地の区域を除く。）

福井県小浜市羽賀　一四番一　一号

八〇号羽賀谷　一四番一　一号

八二号門前　三番一　十七号

八三号徳蔵坊　八番一　二号から十六号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大滝川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福井県越前市大滝町　二二番一　一号

三〇字朝日　二番一地先河川敷　十八号

二七字岩上　一番七地先河川敷　八号

二九字中町　三番　六号及び七号

四番　八番地先河川敷　十九号

六番地先道路敷　一〇番地先河川敷　二十号及び二十一号

七番地先道路敷　三番一　五号

四番三　三号及び四号

一三番一一　二十二号及び二十三号

一四番四　二番　二〇番二　二十四号及び二十五号

一七番地先河川敷　二番　二七字岩上　十二号及び十三号

一番七地先河川敷　十号　二九字中町　三番　十一号

四番　九号

六番地先道路敷

七番地先道路敷

三一字上町　二二番地先河川敷　十四号

二八番一地先河川敷　十七号

二八番二地先河川敷　十五号

二八番二　十六号

○国土交通省告示第三百二十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上桜木川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県岩国市錦町広瀬　一号

字立野　一九六番　二号

三二九〇番　三号

三二八八番　四号

三二八三番　八号

三二八三番一　五号

字疫神原　三二七九番　六号

三三五番二　七号

字本浴　二二九番　九号

字大元　二〇五番三

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奥迫川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県下松市大字来巻　一号

字政弘　八一二番　二号

字寺河内　八二六番一　三号

四九三番　四号

四八七番

四八五番地先道路敷　五号

八一四番一　六号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宇賀本郷西川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域